

期待外れに終わったCOP15

調査研究部 古金 義洋

○「コペンハーゲン合意」は先進国と途上国 の対立で、実効性の乏しいものに

昨年12月にデンマークのコペンハーゲンで 開催されたCOP15 (Conference of Parties、 気候変動枠組条約第15回締結国会議) は、国 際的な温暖化ガス削減行動などを求める「コ ペンハーゲン合意」を全会一致で採択できず、 単に「同合意に留意する」という期待外れな 結果に終わった。

今回のCOP15は、1997年のCOP3で締結された京都議定書の温暖化ガスの削減期間が2012年で切れることに対応し、世界最大の排出国で京都議定書を批准しなかった米国や急成長によって温暖化ガス排出量が急増している中国、インドなど新興国を国際的な枠組に参加させることを目的に、2013年以降の国際的な枠組みを話し合うものだった。しかし、成長を多少犠牲にしてでも環境を重視したい先進国と、なお成長を優先したい途上国との溝は埋まらず、実効性の乏しいものとなった。

各国が留意することになった、コペンハー ゲン合意の内容は以下の通り。

- ① 世界全体の長期目標として産業革命前からの気温上昇を2度以内に抑える。
- ② 先進国は2020年の削減目標を、途上国は 削減行動を、それぞれ2010年1月31日まで に、国連に提出する。
- ③ 締結国の行動は検証可能なものでなければならない。途上国が自発的に行う削減行動も国内検証を経たうえで、国際的な協議の対象になる。支援を受けて行う削減行動は国際的な検証の対象となる。

- ④ 先進国は2010~12年の3年間で300億ドルの新規かつ追加的な資金による支援を共同で行い、2020年までに共同で年間1,000億ドルの資金援助を約束する。
- ⑤ 2015年までに合意の実施状況を評価する。

先進国の場合、1月末を期限に2020年までの数値目標を国連に提出することとなった。数値目標は、リストに登録され、政治的には多少の意義はあるが、京都議定書のような法的拘束力はない。一方、途上国の場合、提出した目標は自主目標にとどまる。先進国からの資金援助を受けた取り組みについては、国際的な検証の対象となると考えられるが、それについても、法的な拘束力はない。

今回の合意のなかで目新しい部分は、先進国から途上国への資金援助を利用した温暖化ガス削減の取組みだが、これも今後の途上国側の対応次第では、十分な成果が期待できなくなる。

ブラジル、南アフリカ、インド、中国の4 か国は、自主的な目標値の提出に同意する一 方で、先進国からの資金援助を受けても国際 的な検証や目標達成義務には応じない方針を 示している。多くの途上国が資金援助を受け ながら検証を拒否することになれば、先進国 側からの反発が強まる恐れがある。

○日本は90年比25%削減の目標を提出。米国 は05年比17%削減とやや消極的

各国(地域)の示した目標はまちまちだ。 日本は「すべての主要国による意欲的で公平 な目標での合意が必要」との前提条件をつけ ながらも、温暖化ガスを2020年までに1990年 比25%削減するとの目標を提出した。3月に は具体的な対策を盛り込んだ地球温暖化対策 基本法案が国会に提出される見込みだ。

一方、米国が示した温暖化ガスの削減幅は 05年比17%(90年比3~4%)と、やや後ろ 向きの印象は否めない。景気低迷下にあって、 過大な目標が企業や個人に負担を及ぼしかね ないためだ。他方、EU(欧州連合)は2020 年までに90年比20%削減する目標を示すが、

「他の先進国の同等の努力」を条件に削減幅 を30%に引き上げる方針で、米国などに対し、 より積極的な姿勢を促す。

中国やインドは「GDP当たりの排出量」や「対策を実施しない場合に比べた排出削減幅」などを基準に自主目標を設定している。中国はGDP当たりの排出量40~45%(05年比)削減、インドも同20~25%削減の目標を提示している。分母であるGDPが急成長しているため、必ずしも排出量自体が削減されるわけではない。

○次回COP16に向けた各国の協調が欠かせない

ただ、今回の会議の結果で温暖化防止の取り組みが頓挫したわけではない。温暖化に関する研究が進んだのは、科学的な研究のための政府間機構であるIPCC (気候変動に関する政府間パネル、Intergovernmental Panel on Climate Change) が1988年に設置されてからで、この二十数年間の間に温暖化防止についての認識が急速に深まった。

設立当時、IPCCが90年に発表した第1次評価報告書では「温室効果を明白に検出することは、10年程度ではできない」としていたが、最新の07年第4次報告書では「20世紀半ばから見られている平均気温の上昇は、人為的な

温暖化ガスの増加によるものである可能性が 非常に高い(確率9割以上)」とされた。

そのうえで、産業革命前からの気温上昇幅を2度程度に抑えるには、温暖化ガスの大気中濃度を現状程度に抑える必要があること、そのためには、できるだけ早く温暖化ガス排出量の増加に歯止めをかけ、2050年時点で2000年比50~85%の温暖化ガス排出量の削減が必要との見方が示されている。

COP (気候変動枠組条約) は、このIPCC の科学的知見に基づき、各国が実施すべき政策行動を取り決めるための会合であり、1995年以降、毎年開催されている。ただ、法的拘束力のある数値目標が定められたのは、COP 3 (第3回締結国会議)の京都議定書だけで、参加国の協調がいかに難しいかを示している。

そもそも温暖化ガス増加の影響は不確実かつ長期にわたる。過去100年間の世界の平均気温の上昇幅は0.74℃程度、1956~2005年の気温上昇幅は10年あたり0.13℃で、地域差もあることから、個人が知覚できるものではない。

また、仮に、今すぐ温暖化ガス排出を削減しても、それが温暖化を止めるには時間がかかる。逆に、排出削減策をとらなくとも、削減策をとった場合に比べ、今後20年間は気温上昇のテンポが変わるわけではない。

ただ、温暖化と関連が深いと思われる気候の変化による被害が、今も世界各地で頻発していることは事実だ。将来的な被害をできるだけ小さくするためには、できる限り早い段階で、世界全体としての温暖化ガス排出量の増加に歯止めをかける必要がある。各国の協調姿勢が問われることになろう。11月COP16に向けた公式会合が5~6月に開かれる予定であり、注目される。